

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 豊川市伊奈町並松 167 番地

氏 名 株式会社 山治紙業
代表取締役 塚本 勝 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 3 (2021) 年 6 月 24 日
許可の有効年月日 令和 10 (2028) 年 5 月 7 日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、本くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、鋳さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、家畜ふん尿、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）、令第 2 条第 13 号廃棄物

以上 18 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げるることができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 4 年 5 月 8 日 新規許可

平成 9 年 5 月 8 日 更新許可

平成14年 5月 8日 更新許可
平成19年 5月 8日 更新許可
平成26年 5月 8日 更新許可 (優良認定)
令和 3年 6月24日 更新許可 (優良認定)
令和 3年12月14日 書換

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

情報公開用文書につき
本書のプリント・印刷は
(株)山治紙業がみとめた
ものではありません。